

越前町議会・令和7年12月定例会一般質問【笠原 秀樹議員】

(令和7年12月4日 午前10時59分 開始)

○13番（笠原秀樹君） 最後になりました。質問をいたします。

10月4日、国民スポーツ大会、滋賀国体、ホッケー競技、青年男子、少年男子、少年女子、準決勝、決勝3試合が行われました。私もスポーツ協会の会長として応援に駆けつけました。息子に乗せていっていただきました。その当日は大変な雨と風で、大変なコンディションの悪い中でしたが選手の皆さん、懸命な試合をしていただきました。ちょうど高松議員も応援に見えておられました。激励会で応援した仲ですので、当然町長も応援に来ておられるだろうと2人で探しましたが、見当たりませんでした。

結果報告会、いつもなら私もスポーツ協会の代表として呼ばれたんですが、トップが変わったんでしょう。今回は新聞で分かりました。そのときの言葉に、あなたの方の、皆さんの気迫あふれるプレイが町民の皆さんに勇気と希望を与えたと新聞には書いてありましたが、そんな事務局が書いた言葉よりも、私も皆さんと同じ、あの雨風の寒い中のスタンドで一生懸命応援してきましたと、そういう言葉のほうがよほど選手の皆さんに伝わったんじゃないかなと私は思います。

10月18日、スポーツ少年団ホッケー大会、同じヴエルコスタ福井、工大福井の日本リーグの試合が行われました。町長が観戦していたかどうかは分かりませんが、観衆は何人だったと思いますか。選手の皆さんがかわいそうだと思いました。こんなだったら、道の駅の近くで観光連盟がイベントをやっているんですよ。これでは選手も入りにくいかなど、応援する人が入りにくいかなという思いもいたしました。

10月25、26日、中学生11人制全国大会、ホッケー大会2日目、福井男子はベスト4をかけた戦いでした。これも雨の中、町営ホッケー場の山側です。私も試合前から1時間半、傘を差して立ちん坊で関係者の方と一緒に応援をしてきました。町長の姿を探しましたが、ありませんでした。これは、ベスト8とベスト4で終わるのでは来年の大会に向けて大きな差があるんだと関係者の方はおっしゃっていましただけに残念です。青柳町長とは違いまして雲泥の差がある、将来のスポーツに対して、越前町のスポーツに対して不安を覚えた次第でございます。

質問に入ります。

1番と2番を入れ替えまして、先に2番のほうからやらせていただきたいと思います。

最初に、空き家対策、その中でも放置空き家についてお尋ねをいたします。

福井県、ある調査機関の調査によりますと、福井県の空き家ランキングトップ10の中に越前町、5番目で入っています。1番は小浜市から10番が鯖江市、町がつく中で、越前町だけが今5番目に入っているんですが、そこで、放置空き家についてお伺いをいたしますが、今、4地区の状況はどうなっているのかお答えをいただきます。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） 建設理事、原です。

それでは、笠原議員のご質問にお答えをいたします。

放置空き家とは、賃貸や売却、別荘など二次的利用ができる空き家を除き、長期にわたり使われていない空き家を指しまして、一般的に広く使われている言葉でございます。

議員ご指摘の数値は、総務省の令和5年住宅土地統計調査における本町の住宅総数6,920戸、そのうち空き家1,050戸、率にして15.17%という結果を引用されたものと思います。この調査は、全数調査ではなく抽出調査で、福井県全体で2万2,000戸、うち本町では1,517戸を対象に実施し、県全体の結果からそれぞれの市町の空き家数などを試算した推計値で、実数とは一致しておりません。

現在、町が把握しています直近の空き家数を申し上げますと、朝日地区が181件、宮崎地区59件、越前地区441件、織田地区129件、町全体で810件、空き家率は11.71%で、空き家の半数以上が越前地区にある状況でございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 恐らくこれ、誰もが好き勝手に空き家にするんではないと僕は思いますが、やっぱりそれぞれ原因があると思われますが、原因は何だと思われますか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） それでは、お答えいたします。

空き家となる原因は幾つか考えられます。

これまでの空き家相談や問合せなどから原因を整理しますと、1点目は、所有者の死亡や施設入所、少子化や都市部への人口集中などによる後継者の不在など、少子高齢化と人口減少です。

2点目は相続問題で、相続人が複数いる場合、利活用や処分の合意形成が難航したり、遠隔地からの管理の困難さから空き家となる場合もございます。また、解体費用が高額であることや、固定資産税における住宅用地の特例が適用されるところから、何もせず放置している場合もあります。

これらの背景には、核家族化、新築住宅の購入傾向などの社会構造が大きく影響していると考えられます。

以上となります。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 核家族化、同じ敷地が広いところで、その敷地の中に若い人たちが家を建てるとき、そういうようなことがあって、今度は逆に元の家が空き家になるとか、そういうのなんだと思いますが、その中で、最もやっぱり深刻化していると思われる放置空き家については、その物件の4地区でそれぞれの戸数はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） お答えいたします。

町では、放置空き家の数を把握はしておりませんが、法律に規定する特定空き家等及び管理不全空き家等に、老朽度判定表のうち、かなり修繕が必要なC判定、腐食して危険なD判定に該当する空き家を合わせた数が近似すると考えられます。

それらの数値を申し上げますと、現在、本町には特定空き家等に認定された空き家が朝日地区に3件、宮崎地区1件、越前地区4件、織田地区1件の9件。管理不全空き家等に認定された空き家はございません。

また、空き家総数810件のうちC、D判定は、朝日地区43件、宮崎地区18件、越前地区96件、織田地区31件の188件ございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 県下では放置空き家と言われる、その高いのが越前町で、放置空き家とは賃貸、また売却及び二次的住宅を除くもので、本町は13.58%、現在はもっと増加しているかもしれません、今後もさらに増えていくと思われますが、これに対して町長、最後にどう思われますか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） まず、議員の冒頭のご発言の中に、事実と異なる認識や独自の見解が含まれていると考えられますが、これを議論する場ではございませんので、それは個別のコメントについては差し控えます。ご質問のみお答えさせていただきます。

空き家は、人口減少や少子高齢化に伴い全国的に増加傾向にあり、治安や防犯面で地域全体に様々な影響を及ぼし、社会問題となっています。

一方、空き家は所有者の財産であることから、憲法で規定する財産権や民法で規定する所有権に基づき、その所有者の責任において自主的に管理することが原則です。

そのような中、空き家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家の所有者等は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めるよう規定されています。

本町では、平成28年1月から越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例を施行し、越前町空き家等対策計画に基づき、空き家の発生予防や適正な維持管理、利用促進や解体の促進に取り組んでまいりました。老朽危険空き家や適正管理されていない空き家について地域の皆様からご相談があった場合には、法律等に基づき、町において、相続人など空き家の適正な管理義務者を特定するなど調査を尽くし、的確な指導、助言をすることで空き家の適正な管理実施につなげております。

また、将来において利活用の見込みがなく、家屋の倒壊や火災等により周囲の住民に被害を及ぼすおそれのある空き家に対しては、除却に要する経費の一部を補助し空き家の解消を進めており、これまでに80軒が所有者等によって取り壊されました。

このほか、活用できる空き家につきましては、平成18年度から空き家情報バンク制度を導入し、空き家の賃貸や売却を希望する所有者から申出のあった情報を本町のホームページなどで情報発信を行っております。これまでに空き家情報バンクには、延べ146軒の登録があり、そのうち92軒が成約し、移住者の住居としてはもとより、町民の転居などに活用されています。

本町における空き家の課題といたしましては、活用が可能な空き家であっても所有者の意向が決まらず、使用目的がないまま放置されている物件が数多くあることです。このため、本町では、空き家無料相談会や空き家セミナーを開催し、空き家を放置しておくことのデメリットなどの周知に努めており、売る、貸す、壊すといった空き家の処遇も早期に促す取組を広めているところです。

また、来年4月には地域団体等が主体となった空き家対策の体制を構築するため、空き家に精通する事業者をアドバイザーとして派遣する県の空き家流通アドバイザー事業を活用し、越前地域コミュニティ運営委員会と連携した空き家マッチン

グツアーが町内で初めて企画されております。

いずれにいたしましても、このような取組を通し、空き家にしない、空き家を使う、空き家を壊すの3本柱で、所有者等が苦慮されている諸問題に対し有効な施策を検討し、行政だけでなく関係団体や民間団体、そして、地域の住民のご協力をいただきながら実効性のある空き家対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 今、一番感心したのは空き家にしない、そして空き家を使う、非常にこれは当然といえば当然ですが、これはぜひともひとつ、この気持ちを持って今後も取り組んでいただきたいのと、特に大分県佐賀関、先日大火がありました。170棟以上の家が焼失をいたしました。その中で4割が空き家だという報道がありました。空き家ですから中に何もないんですよね、あまり。だから燃えやすいんだという、いろんな条件もあったでしょうが、そういうことにならないとも限らないのが越前町にもあると思うんです。ですから、こういうことは絶対に起きてはなりませんので、それとまた、もしそれが、その空き家が隣の家に、今度壊れた場合に被害を与えるということがあっては、それもまたなりませんので、非常に大変だと思いますが、区長会等を通じて共に連携を密にしていただいて、空き家にまずしないということを重点的に取り組んでいただきますようにお願いをしておきたいと思います。

次に、町の税収状況についてお尋ねをいたします。

本町の財政状況、まず、現状はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） それでは、ご質問にお答えします。

越前町の一般会計の財政規模は、新型コロナウイルス感染症対策により大きく増加した令和2年度を除くと、約140億円規模で推移しておりましたが、令和6年度においては、人件費や普通建設費等が増加したことにより、約150億円規模となりました。

次に、実質単年度収支については、平成19年度から平成28年度までは黒字を維持してきたものの、平成29年度から令和2年度及び令和4年度においては赤字となり、また、令和5年度、令和6年度においては黒字を維持しております。

歳入については、自主財源である徴税収入は約21億円から約24億円で推移している中で、法人町民税においては約2億円で推移しておりましたが、景気の動向などにより大きく変動することから、令和5年度、令和6年度においては約1億円となっております。

歳入において大きな割合を占める普通交付税は、令和6年度は約50億円でしたが、平成26年度の合併算定替の縮減期間前と比較すると、約5億円の減少となっております。ふるさと納税寄附金については、近年、約9億円から15億円で推移しております。

次に、歳出についてですが、人件費は、令和5年度までは約20億円で推移しておりましたが、令和6年度においては約22億円となっております。また、扶助費は、少子高齢化等に伴う社会保障関係費の増大により年々増加し、令和6年度においては、10年間で1.3倍の約23億円となっており、公債費は、町債の計画的発行や繰上償還により平成19年度の約29億円をピークに減少し、令和6年度においては約14億円となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 当然、町の行政を運営していくに当たって重要な財源であります、これは、どうしてもやはり納めていただくのが当たり前のことなんですが、そこで、税の滞納状況について詳しくお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 会計理事。

○会計管理者（谷口浩之君） 会計理事、谷口です。

それでは、ご質問にお答えします。

このたびの令和6年度決算における町税及び国民健康保険税の現年課税分と滞納繰越分を合わせました調定総額は、27億9,894万5,000円となりました。このうち、令和6年度中に納付されました額が26億836万6,000円、不納欠損として処分いたしました額が493万7,000円でございます。

調定総額から納付額と不納欠損額を差し引きました翌年度への滞納繰越額は、1億8,564万2,000円となりました。この滞納額のうち、納税者が死亡し、相続人が不存在となっているものや、法人が倒産や休止した後の継承先不明など、今後の納付や徴収が見込まれず不納欠損処理を予定している額が4,103万円ございます。

また、個別の納税相談によって分割納付の誓約を取り交わしている額が4,907万7,000円となっています。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） はっきり申し上げまして、全てが税金を納めていただくのが当たり前なんですが、それぞれやはり理由があつてのことだとは思いますけれども、それでは、4町村の合併以降、税金の不納欠損額は幾らになったのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 会計理事。

○会計管理者（谷口浩之君） 会計理事、谷口です。

ご質問にお答えいたします。

合併翌年度の平成17年度から令和6年度までにおいて処分いたしました不納欠損の総額を税目別で申し上げます。

まず、町民税は、個人町民税が2,030万8,000円、法人町民税が489万5,000円、固定資産税が7,260万9,000円、軽自動車税が171万6,000円で、一般会計分といたしまして、以上の4税目の合計で9,952万9,000円となっております。

次に、国民健康保険事業会計分として、国民健康保険税が2,571万2,000円で、一般会計と国保会計を合わせました全税目の不納欠損の総額は、1億2,524万2,000円となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 20年ですか、合併して20年ですけれども、その間に何と1億2,500万円。これ、少ない金額じゃないですよね。1億円といったら、今は物価が幾ら高いといえども、町民の皆さんに還元したらどれだけ喜ばれるか、物価高の中で。私はそう思いますが、もうどうしても返ってこないお金なんですよ。

次に問いますけれども、督促状、また、催告書の送付のほか、滞納を減らすため

にどのような努力をされているのかお答えをいただきます。

○議長（藤野菊信君） 会計理事。

○会計管理者（谷口浩之君） 会計理事、谷口です。

ご質問にお答えいたします。

税金の滞納を減らすための対応につきましては、まず、各税の納期限後20日以内に督促状を発送いたします。また、口座振替の方が何らかの事情により口座からの引き落としができなかつた場合には、督促状発送の約10日前に口座振替不能のお知らせを送付し、納付をお願いしております。督促状が到達しても、なお納付がなく未納となつてゐる方には文書による催告を年に4回から5回送付しています。令和6年度においては、延べ2,232人に対して催告書を送付しております。

また、並行して、税務課窓口や電話によります納税相談を随時実施しており、納税者の生活状況や家計実態を伺い、即時納付が難しい方とは分割納付の誓約を取り交わし、未納金の解消に努めております。しかし、再三の催告に対し反応がない方や取り交わした納付誓約を守つていただけない方に対しましては、給与照会をはじめとした財産調査の予告書を発し、自主納付を促します。それでもなお納付や相談がない場合には、公平性の確保のため差押えを執行しております。令和6年度における差押えに伴う納付実績は、町税、保険税を合わせまして130件で、1,241万4,000円を徴収しています。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） これは督促状にしても催告書にしても、全部これ、ただじゃないんですね。もちろん督促状が行って払つていただく人は、あれ100円かな、督促料。それを払つてもらえるなら払つていただけるんでしょうけれども、これをみんな郵便局がただで全部これも配達してくれるはずがない、これ、みんな町民の皆さんのが税金ですよ。そこで、特にこの中で悪質だと思われるようなものがありましたら、どうなのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 会計理事。

○会計管理者（谷口浩之君） 会計理事、谷口です。

ご質問にお答えいたします。

特に悪質と思われる方の定義につきましては様々な解釈がございますが、例えば、滞納が長期にわたり、納付の資力があるにもかかわらず納付の意識が低い方や、町からの再三の催告や連絡に対し、何ら接触、相談をいただけない方がいらっしゃいます。

こういった方々への対応といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、財産の差押えによる強制徴収を行っております。財産差押えに当たっては、預金や給与、売掛金など、迅速な回収が可能で早期の滞納金縮減につながる財産を選定しているところでございます。

また、町での徴収が思うように進まない困難な案件につきましては、福井県地方税滞納整理機構に徴収を依頼し、共同による滞納整理に努めております。

令和6年度における福井県地方税滞納整理機構の実績としましては、本町から徴収を依頼した案件が56件、滞納額1,772万5,000円で、そのうち完納となったのが32件、納付の誓約に至ったのが9件、差押えによる処分中が6件で、収入額は770万3,000円でした。また、残りの9件につきましては、引き続き機関において納税交渉中となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 福井県地方税滞納整理機構、これ職員じゃないんですよね、越前町の。当然外部にお願いをしているんですけども、入ってきているお金も確かに770万3,000円回収しましたとありますが、かえって反感を買う町民の皆さんも私はおられないとは限らないと思うんですよね。

ですから、町の努力がさらに必要かと思いますが、ここで、旅館等の入湯税についてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 会計理事。

○会計管理者（谷口浩之君） 会計理事、谷口です。

ご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、入湯税は宿泊施設等の経営者が特別徴収義務者となって、入湯客1人につき150円を徴収し、町へ申告・納付いただくものです。

令和6年度決算では、特別徴収義務者の21施設から入湯客11万8,350人分で、1,775万2,500円が納入されました。

入湯税におきましても、他の税目と同様に税の公平性確保に努めており、納期限までに申告がされない施設に対しましては申告勧奨の通知を行い、また、施設の協力の下で内部資料の実地検査を実施し、申告内容をチェックするなど適正な徴収に取り組んでおります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 入湯税は自主申告だと。これが隠れみのになっておるんじゃないかなと思うんですが、じゃ、自主申告しなければ、これは税金で納めなくていいんだということですよね、理事。これでは、やはり何らかの処置をしないと、このままずっといくのではおかしいと。まともに払っている人がばかを見てはなりませんので、この対策は適正な徴収にてお答えいただいておりますけれども、どこが適正でどこまでが適正にやれるのか、これがいつになつたら、こういう取り組んで、こういう結果が出ましたという報告ができるのか、また次の機会にお伺いをしたいと思います。正直者がばかを見ることがあってはなりません。町の行政も、当然税収に見合った政治をするべきではないかと思いますが、町長にお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、議員のご質問にお答えします。

税金は行政運営の根幹をなす自主財源であり、大多数の町民の皆様には期限内にご納付いただいております。しかしながら、一部で滞納が生じていることも事実でございます。

町いたしましては、税負担の公平性を確保する観点から、引き続き適正かつ厳正に滞納整理を進め、自主財源の確保に努めてまいります。また、財政運営につきましては、住民福祉の向上や未来への投資に向けて有効な施策への展開を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 空き家対策と税収の状況をお尋ねをいたしましたが、町長の答弁は、空き家対策には非常に熱心に答弁をいただいておりますが、税収の件に関しては異常に短く収められておりますので、理事との打合せのときに総括として

町長にはこんなことをお尋ねしますというお約束をしておりますので、残された時間にお尋ねをしていきたいと思います。

特に滞納問題。これは、ずっと合併前から、旧町村のときからの問題を引きずつて今日まで来ている案件が幾つかあると私は思います。ですから、まだ今月はこれだけで頼みますと、そうやって納められる人はすばらしい、いいほうなんですよ。なぜかというと、根本的に解決していない問題があるから。

例えば、入湯税につきましても、旧町のときからずっと引き続きこんなことをやるなら俺はもうやめたと、払わんとくわと。これは悪質と言われるかどうかは分かりませんが、払わない方の中にも行政がそんなになりや、じゃ、俺らもこうするわという人がいるはずなんですよ。これ町長ずっと今は、町長は4月になったから分からぬのがあるかもしれません、何かあったら、じゃ、裁判にかけて解決しようとかというんじやなしに、だから、本当にその人の身になって真剣に今まで取り組んでこられたのかなと、問題解決のために。理事、どう思われますか。じゃ、町長お願いします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 笠原議員のご質問にお答えします。

今ほどの笠原議員のご質問の内容を今ちょっと整理させていただきますと、滞納問題があるのは解決していない問題があるから、そういった行政に対しての不満などによる、そういうものを解消していないから支払わないということが一つある。だから解消していかなければならないのではないかという内容だったと思います。

まずもって、明確に申し上げなければならないことがあります。それは、行政への不満と納税の義務は完全に切り離して議論すべき問題であると私は考えております。納税は、日本国憲法でも定められた国民の義務でございます。これは、行政サービスに満足だから支払う、不満だから支払わないといったものではなく、社会を維持するための法的義務でございます。

もし議員がおっしゃるように、不満があるからという理由で個別に町長が介入してしまうということがあれば、行政に不満があれば納税しなくてもよい、あるいは納税しないことで町長を動かせるという誤ったメッセージを発することにもなりかねません。何よりもそのような対応を取ることは、義務として誠実に納税されている大多数の町民の皆様の納得を決して得られるものではなく、税負担の公平性を著しく欠くことになると考えます。

したがって、行政における懸案事項につきましては、組織として個別具体的な事案ごとに適切に対応してまいります。繰り返しになりますが、議員は町に対して不満があるから税金を払わないということもあるのではないかと、そうであるならば、町長としてその不満を解消しなければならないという趣旨のことをおっしゃっておりました。しかしながら、税金を払わないという違法状態をあたかも不満を訴えるための正当な手段であるかのような議論にくみすることは私はできないというのが私の見解でございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 当人にしてみれば、やはり自分の思いとは違うし、現実も違うということが決してないとは言えない、そう思います。やはり真摯に向かい合つてこれを解決していかなければ、時代が変われば変わるでしょうというようなことを言っているようでは、これは何年たってもずっと100歳までその人が生き

ていたら変わらないということになってしまいますので、やはり少しでも自主財源を増やすと、これが大事なことだと思いますので、これは町長、やっぱりその方々と真摯に向き合って、当然解決に向かっていくべきだと私は思います。

町長は、議員時代から理事者に対して税収について非常に厳しく追及してこられました。私も議員として一緒に過ごした仲ですので、よく分かっております。ですから、決して法律がこうだからということではなくに、町長という立場は、あの方は町の税収の責任者、ただ指示するだけで、もう責任かもしれません、今やっぱり滞納、これはもう5年、6年、非常に悪化の一途をたどってきています。これに対して、税収徴収状況を今どのように、町長、本当にどのように受け止めおられるのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時46分

○議長（藤野菊信君） それでは、会議を続けます。

先ほどの質問に対する総括の答弁をよろしくお願ひいたします。

町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、ご質問にお答えします。

近年の経済状況の変化などにより、税収の徴収の変化があるのが、今事実でございます。また、そういった徴収率の変化に応じ、適切に滞納整理を進めてまいりますので、ご理解と、またご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） それだけの答弁が精いっぱいかなとは思いますが、町長はある会合で、町民の皆さんの中の質問に、越前町は滞納者に優しい町なんだと。町長、私、嘘ついているんじやありませんから。嘘ついているんじやないですよ。滞納者に優しい町だと。こんな町長で大丈夫なんですか。尋ねたことがありましたので、本当かどうかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 初めてその話を聞きました。そのような事実はございません。もし何か録音でも何でもあるようでしたら、ご提出していただければと思います。滞納者に優しいなどと言った、発言した覚えは全く身に覚えはございませんので、また、その出どころをお示ししていただければと思います。また、事実と異なるようなことをあまりにも発言されるということはいかがなものかという感想はございます。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 事実と異なる、間違いないですね。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 滞納者に優しいという発言をした覚えはございません。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） まだ若いんですから、まさか忘れたのではないかとは、私はそんなことではないかと思いますが、私もいい加減な質問をしているつもりはありません。これだけははっきり申し上げておきます。

次にいきます。

越前町の現在の財政状況の中で、私、何回もこの場で質問をしてきていましたが、不交付団体、高浜、美山、おおい、その町の町長の給料よりも越前町の町長は高く、働く職員の給料は県下最下位に近い状況にあります。これは、町長としてそれでいいんだと思っておられるかをお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○13番（笠原秀樹君） 町長に聞いているんですよ。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） 総務理事、山口です。

今の笠原議員の職員の給料に関してだけお答えをいたします。

本町の給料、職員の給料に関しては、これは平均の年齢の平均額ですけれども、県内17市町で12番目の額と、給料の額としては12番目ということとなっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） これからは通告書にないことばかりですので、答弁のできないことがありますのでよろしくお願ひいたします。

○13番（笠原秀樹君） それでは、もう時間もありませんので、まだまだお聞きしたいことがあります、これから町長にお願いをしたいのは、高市総理大臣は、働いて働いて働いて働いてまいりますと発言をされました。町長も、職員に納税に対してもっとしっかりと徴収するようにという指示だけではなしに、自らが職員と一緒に行動されて、そして、3か月に一度か、その間隔でも結構ですので、議会に対して、私がこう働いてお願いをして、こういうふうに解決をしてきましたと、そういう報告をしていただくことを強く要望をしまして、質問を終わります。

（午前11時52分 終了）